

法人税 R4 令和 3 年度税制改正対応版(Ver.21.10)のリリース

令和 3 年度の税制改正に対応した、法人税 R4 Ver. 21. 10 のリリースについてご連絡いたします。

令和 3 年 4 月 1 日以後終了事業年度の法人が対象になります。

以下の内容は変更される可能性があります。あらかじめご了承ください。

1. 発行プログラムと対象バージョン
2. リリース時期
3. 税制改正の内容
4. 税制改正の対応内容
5. 機能アップ等の対応内容
6. グループ通算制度に関する法人税 R4 の対応方針について
7. 新型コロナウイルスによる期限延長申請の方法変更について（国税）

1. 発行プログラムと対象バージョン

システム名	リリースバージョン	データ移行対象バージョン	保守加入対象バージョン
法人税 R4	Ver. 21. 10	Ver. 20. 10以降	Ver. 20. 10以降

※ライセンスが変更になります。21. 1 用のライセンスが必要です。

※R4 シリーズのアプリケーションを初めてセットアップする際、E i ボードが自動でセットアップされます。

※ネットワーク環境でご利用の場合は、別途 [ネットワーク基本ライセンスサーバー版] および接続端末台数分の [ネットワーク基本ライセンス クライアント版] が必要です。アプリケーションは同時接続数ライセンス仕様となります。

※Ei ボードは Ver. 20. 20 以上が必要です。

2. リリース時期（予定）

2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開

2021 年 5 月 24 日（月）

2-2. マイページのダウンロード公開

2021 年 5 月 24 日（月）

2-3. オプションの CD 保守契約 CD 送付開始日

2021 年 6 月 2 日（水）

※令和 2 年度版（Ver. 20.40）のセットアッププログラムも収録します。

2-4. 法人税 R4 Ver. 21.1 用の電子申告プログラムについて

Ver. 21.1 用の法人税 R4 電子申告プログラム（Ver. 21.1.e1）の提供時期は、法人税 R4 システム本体のダウンロード公開と同日となります。（5 月 24 日公開）

電子申告 R4 Ver. 21.10 も同日公開です。

2-5. 別表六関連帳票（標準別表分）の EXCEL ファイルによる提供について

次回 Ver. 21.2（7 月下旬予定）で様式変更等を予定しています、標準別表の次の別表六関連帳票につきまして、Ver. 21.2 リリースまでの措置として、例年どおり EXCEL ファイルを法人税 R4 の「関連帳票」のページにて公開します（法人税 R4 R03 の右上の[サポートメニュー] →[関連帳票]）。

(1) 公開日

2021 年 6 月 3 日（水）

Ver. 21.2 リリースまでの期間限定の公開になります（7 月末まで公開予定）。

(2) 対象帳票

別表六(六)	別表六(六)付表	別表六(七)
別表六(八)	別表六(九)	別表六(十二) (旧「別表六(十一)」)
別表六(十三)	別表六(十四)	別表六(十九)
別表六(二十)	別表六(二十)付表	別表六(二十二)
別表六(二十三)	別表六(二十四)	別表六(二十五)
別表六(三十五) (旧「別表六(三十一)」)		

※Ver. 21.2 で対応予定の別表六関係帳票が電子申告の受付対象となるのは、例年 9 月中旬頃です。

3. 税制改正の内容

令和3年度税制改正の主な内容は、次のとおりです。

3-1. DX（デジタルトランスフォーメーション）投資促進税制の創設

デジタル技術を活用した企業変革（デジタルトランスフォーメーション）に必要な技術（クラウド化等）を活用したデジタル関連投資に対し、税額控除（5%・3%）又は特別償却（30%）ができる措置が創設されました。（適用期限：令和5年3月31日）

認定された事業適応計画に基づいて行う設備投資について、以下の措置を講じます。

対象設備	税額控除	特別償却
ソフトウェア	3%	30%
繰延資産（*1） 機械装置（*2） 器具備品（*2）	5% (他社ともデータ連携・共有する場合)	

(*1) クラウド技術を活用したシステムへの移行に係る初期費用

(*2) ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る

設備投資総額上限：300億円

税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで

3-2. カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

2050年カーボンニュートラルに向け、脱炭素化効果の高い先進的な投資（化合物パワー半導体等の生産設備への投資、生産プロセスの脱炭素化を進める投資）について、税額控除（10%・5%）又は特別償却（50%）ができる措置が創設されました。（適用期限：令和6年3月31日）

認定された事業適応計画に基づく脱炭素化効果の大きい設備投資について、以下の措置を講じます。

	対象設備	税額控除	特別償却
需要開拓商品生産設備	機械装置	10%	50%
生産工程効率化等設備	機械装置 器具備品	5%	50%
	建物附属設備 構築物 (*1)	10% (目標が10%以上向上の場合)	

(*1) 導入される設備が事業所の炭素生産性を1%向上させることを満たす必要

設備投資総額上限：500億円

税額控除上限：「DX投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで

3-3. 研究開発税制の見直し

(1) 控除上限の引上げおよび控除率の見直し

厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業について、税額控除の上限を引き上げるとともに、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引下げが講じられました。（適用期限：令和5年3月31日）。

	改正前	改正後
控除上限	原則法人税額の25%を限度	基準年度（令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度）と比べ、売上が2%以上減少し、かつ試験研究費を増加させた場合には5%上乘せ（→合計最大で30%） ※研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限の特例と選択適用
控除率	メリハリをつけつつ、より増加インセンティブが効く仕組み	更なる増加インセンティブが効くように、控除率を見直すとともに、控除率の下限を2%へ引下げ

(2) 税額控除対象の追加

クラウドを通じてサービスを提供するソフトウェアに関する研究開発費が税額控除対象に追加されました。

3-4. コロナ禍を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し（人材確保等促進税制）

新規雇用者に対する給与を一定割合以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額の一定割合を税額控除できる措置が講じられました。（適用期限：令和5年3月31日）

加えて、事業変革に向けた人材投資（教育訓練費）を増加させた企業に対しては、税額控除率が上乘せされます。

改正前	改正後
<p>【通常要件】</p> <p>①継続雇用者給与等支給額：前年度より3%以上増加</p> <p>②国内設備投資額：減価償却費の95%以上</p> <p>【措置内容】</p> <p>・雇用者給与等支給額の増加額の15%を税額控除</p> <p>【上乘せ要件】</p> <p>①教育訓練費：過去2年度平均より20%以上増加</p> <p>【措置内容】</p> <p>・控除率を5%上乘せ (控除上限は、法人税額の20%)</p>	<p>【通常要件】</p> <p>①新規雇用者給与等支給額：前年度より2%以上増加</p> <p>【措置内容】</p> <p>・新規雇用者給与等支給額(*1)の15%の税額控除 (*1)雇用者給与等支給額の増加額が上限</p> <p>【上乘せ要件】</p> <p>①教育訓練費：前年度より20%以上増加</p> <p>【措置内容】</p> <p>・控除率を5%上乘せ (控除上限は、法人税額の20%)</p>

3-5. 繰越欠損金の控除上限の特例の創設

コロナ禍の厳しい経営環境の中、赤字であっても前向きな投資を行う企業に対し、コロナ禍の影響を受けた2年間に生じた欠損金額について、その投資額の範囲内で最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%（改正前：所得の金額の50%）とする特例が創設されました。

認定された事業適応計画に基づく果敢な投資を行う企業の繰越欠損金について、以下の措置を講じます。

対象欠損事業年度：

2年間（令和2年2月1日～令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度）

欠損金の控除限度額：

最大5年間100%控除可能

3-6. 中小企業における所得拡大促進税制の見直し

中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく雇用を増加させる企業を下支えする観点から、適用要件が見直され、適用期限が2年延長されました。

改正前	改正後
<p>【通常要件】</p> <p>①継続雇用者給与等支給額：前年度比で1.5%以上 ②給与等支給総額（企業全体の給与）：前年度以上</p> <p>【措置内容】</p> <p>・給与等支給総額の増加額の15%の税額控除</p> <p>【上乗せ要件】</p> <p>①継続雇用者給与等支給額：前年度比で2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none">・教育訓練費が対前年度比10%以上増加・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実にされていること <p>【措置内容】</p> <p>・給与等支給総額の増加額の25%を税額控除（控除上限は、法人税額の20%）</p>	<p>【通常要件】</p> <p>① 給与等支給総額（企業全体の給与）：前年度比で1.5%以上</p> <p>【措置内容】</p> <p>・給与等支給総額の増加額の15%の税額控除</p> <p>【上乗せ要件】</p> <p>①給与等支給総額（企業全体の給与）：前年度比で2.5%以上であり、次のいずれかを満たすこと</p> <ul style="list-style-type: none">・教育訓練費が対前年度比10%以上増加・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実にされていること <p>【措置内容】</p> <p>・給与等支給総額の増加額の25%を税額控除（控除上限は、法人税額の20%）</p>

3-7. 中小企業向け投資促進税制等の延長等

- (1) 租税特別措置法による軽減税率（税率 15%）の適用期限が 2 年延長されました。
- (2) 中小企業投資促進税制について、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種が追加等され、適用期限が 2 年延長されました。
商業・サービス業・農林水産業活性化税制は制度統合により廃止となります。
- (3) 中小企業経営強化税制について、経営資源集約化設備を追加され、適用期限が 2 年延長されました。
- (4) 地域未来投資促進税制について、地域経済を牽引する事業について集中的に支援する観点から、事業の先進性の判断基準に投資収益率又は労働生産性に係る要件を追加するとともに、サプライチェーンの維持・強化を目的とする類型を追加する等の見直しの上、適用期限が 2 年延長されました。

3-8. 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

M&A に関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、計画に基づく M&A を実施した場合に、
①M&A の効果を高める設備投資減税 ②雇用確保を促す税制 ③準備金の積立を認める措置が創設されました。

3-9. 株式対価 M & A を促進するための措置の創設

企業の機動的な事業再構築を促し、競争力の維持・強化を図る観点から、自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得する M&A について、対象会社株主の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置が講じられました。

4. 税制改正の対応内容

4-1. 法人税別表・地方税様式の変更

(1) 標準別表

別表一 (※)	別表三(一)	別表三(一)付表
別表四	別表五(二)	別表六(二)
別表六(二の二)	別表六(三)	別表八(一)
別表八(二)	別表十一(一の二)	別表十六(七)
別表十八 (※)	適用額明細書	欠損金の繰戻しによる還付請求書 (※)
災害損失の繰戻しによる還付請求書 (※)	税務代理権限証書 (※)	

(※) 押印欄が削除されたフォームに変更されています。

地方税様式（第六号様式、第六号様式（その2）、第六号の三様式、第六号の三様式（その2）、第二十号様式、第二十号の三様式）につきましては、9月リリース予定のVer. 21. 3で対応します。

（申告書に押印欄があっても、押印は不要です）

(2) 拡張別表

別表十四（三）	別表十六(十一)	第七号の二様式（その1）
第七号の二様式（その2）		

- 標準別表における別表六関係帳票（別表六(六)以降）の様式変更につきましては、次回 Ver. 21. 2（7月下旬公開予定）で対応します。Ver. 21. 1 では旧様式のフォームおよび別表番号の出力になります。
- 拡張別表は今後のプログラム改版を通して随時対応していきます。対応までは旧様式のフォームおよび別表番号の出力になります。

4-2. 削除帳票（標準別表）

別表六(十二)	エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書
---------	--

4-3. 地方税 第六号様式の税率等

都道府県民税の事業税税率、法人税割税率、均等割税額を、令和3年5月1日現在確認されている税率（税額）に対応しました。

5. 機能アップ等の対応内容

5-1. 別表一： 地方法人税額の還付金計算の上限の自動判定に対応

別表一の地方法人税額の計算の中の「(45) この申告による還付金額」の外書の自動計算で、前年度の地方法人税の還付金額が上限なるように、確定・中間申告における別表一の記載要領に沿った計算（記載要領の以下の部分の判定を追加）に対応しました。

なお、この金額が法第 80 条第 1 項に規定する還付所得事業年度に該当する課税事業年度の別表一の「40」+「41」+「42」により計算した金額を超える場合には、その計算した金額を記載します。

(略)

この計算に当たって、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる金額を控除します。

- (1) 左記の「課税事業年度」に係る事業年度の別表一の「5」、「7」又は「10の外書」に金額の記載がある場合……これらの金額にそれぞれ 4.4%又は 10.3%を乗じた金額の合計額
- (2) 左記の「課税事業年度」に係る地方法人税のうち既に地方法第 23 条第 1 項の規定により還付された金額がある場合……その還付された金額

欠損金の繰戻しによる還付請求書／災害損失の繰戻しによる還付請求書の入力画面の対応

(1) 計算用項目の追加

「前年の地方法人税の還付金額」相当の金額は当期の申告書には有さないため、欠損金の繰戻しによる還付請求書と災害損失の繰戻しによる還付請求書の入力画面に別表一の(45)外書の計算用項目を追加し、計算結果を合算して自動転記するように対応しました。

欠損金の繰戻しによる還付請求書／災害損失の繰戻しによる還付請求書の入力画面の「還付所得事業年度の地方法人税額の還付金額の計算」の設定で計算した地方法人税額の還付金額を、合算して別表一の「(45) この申告による還付金額」の外書に転記します。

【欠損金の繰戻しによる還付請求書】

【災害損失の繰戻しによる還付請求書】

【別表一】

この申告書による地方法人税額の計算			
区分	請求金額	外	請求金額
33	0		この申告による還付金額
		45	

欠損金の繰戻しによる還付請求書や災害損失の繰戻しによる還付請求書を作成する場合は、必ず同入力画面の「還付所得事業年度の地方法人税額の還付金額の計算」も設定してください。

(2) 繰越処理の対応

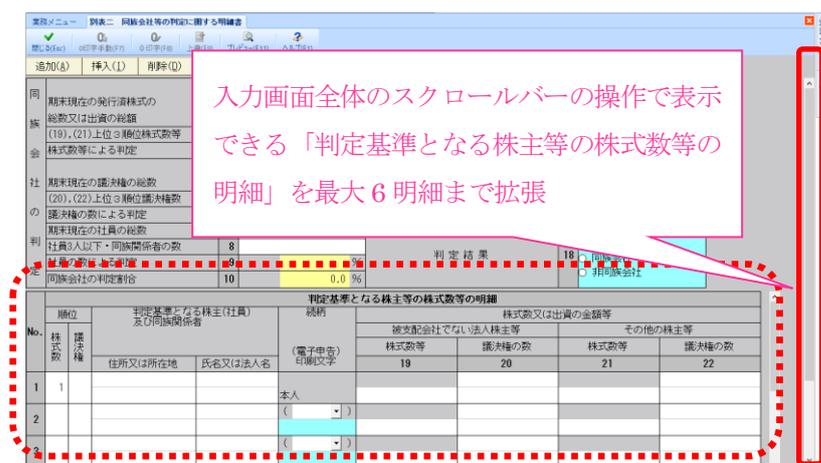
欠損金の繰戻しによる還付請求書／災害損失の繰戻しによる還付請求書を、以下の条件のときに繰越処理で翌期データに値を繰り越すように対応しました。

- ・ 欠損金の繰戻しによる還付請求書 : 青色申告法人、かつ別表一(1) > 0 の場合
- ・ 災害損失の繰戻しによる還付請求書 : 別表一(1) > 0 の場合

なお、繰り越された値が設定されるのは、本プログラムで繰越処理を行った来年度（令和 4 年度）データからになります。本年度データでは旧バージョンでの運用と同様に直接入力してください。

5-2. 別表二：「判定基準となる株主等の株式数等の明細」の明細表示数の拡張

入力画面全体のスクロールバーの操作で表示できる「判定基準となる株主等の株式数等の明細」の範囲を拡張し、解像度が低い PC 環境でも最大 6 明細表示できるように対応しました。



対応背景（要望内容）：

解像度が低い(高さが低い)ノート PC 等では、明細行が 1 行しか表示されないのでも使いにくい。

→6 行 (1 行しか表示されない解像度の PC で一度に表示できる最大限の明細数) まで拡張。

5-3. 事業所設定：分割基準「固定資産の価額」の追加（倉庫業の対応）

事業税の分割基準に「固定資産の価額」を追加し、法人税 R4 では適応外であった「倉庫業」の申告に対応しました。



なお、ガス供給業の分割基準も「固定資産の価額」ですが、ガス供給業はシステム対象外の「地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 2 号」の業種に該当するため、令和 3 年度版でも適応外になります。

5-4. 第六号様式別表四の三：東京都の主たる事務所の異動の自動計算の対応

東京都の主たる事業所が期中異動し、廃止された場合の、「旧の主たる事務所等」の自動計算に対応しました。

対応背景（対応前の旧バージョンの仕様）：

事業所設定では移動元の主たる事業所は従たる事業所として扱うため、「旧の主たる事業所」を判別して記載する第六号様式別表四の三では上書修正が必要でした。

(1) 事業所設定の対応（東京都の旧主たる事業所の設定の追加）

事業所設定に旧主たる事業所の設定項目（東京都）を追加し、第六号様式別表四の三で旧主たる事業所を判定できるように対応しました。

No	事業所名 業等	都道府県名 県コード	市区町村名 住所コード	所在地	住民税	事業税	十号 算定 月数	当期の異動情報	
					従業者(法) 従業者(均)	従業者数 (十号())		設置年月日	異動区分
1	本店	東京都	千代田区	東京都千代田区	30人	30人	9	令和3年7月1日	新設
	本店	13	13101	XXXXXX	30人	0人			
2	旧本店	東京都	新宿区	東京都新宿区	30人	30人	3	令和3年6月30日	廃止
	寮等	13	13104	XXXXXX	30人	0人			

東京都の事業所で、異動区分が廃止、または新設・廃止の場合に、異動区分の下に「旧主たる」のチェックボックスが表示されます。

東京都の複数の事業所に「旧主たる」のチェックボックスが表示されている場合、チェックが付けられる事業所はひとつだけです。

東京都の主たる事業所で、期の途中で異動により廃止となった事業所（異動元の事業所）はチェックを付けます。第六号様式別表四の三で「旧の主たる事業所」として扱われます。

5-5. 地方税様式等 登記上の本店所在地と異なる場合の印字対応

法人基本情報の[印刷設定]タブに、地方税の設定として「申告書・納付書 本店所在地の印刷」の設定項目を追加し、地方税の申告書や納付書の所在地欄に出力する本店所在地の情報を、法人基本情報の納税地か、事業所設定の本店の所在地かを選択できるように対応しました。

【法人基本情報の[印刷設定]タブ】

【地方税】			
六号様式	所得金額の計算の印刷	<input type="radio"/> しない	<input type="radio"/> する
	提出先地方公共団体名の印刷	<input type="radio"/> しない	<input type="radio"/> する
十号様式	提出先毎の印刷	<input type="radio"/> しない	<input type="radio"/> する
	印刷様式	<input type="radio"/> 統一様式	<input type="radio"/> 東京都様式
二十号様式	非分割法人事務所等印刷	<input type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
二十二号の二様式	提出先毎の印刷	<input type="radio"/> しない	<input type="radio"/> する
申告書・納付書 本店所在地の印刷	印刷する所在地	<input type="radio"/> 法人基本情報の納税地	<input type="radio"/> 事業所設定の本店所在地
	事業所設定の本店電話番号	-	-

法人基本情報の本店所在地が登記上（形式上）の住所で、事業所設定の本店の所在地が異なる場合に、[事業所設定の本店所在地]を選択します。

次の帳票が対象となります。

第六号様式／第六号様式（その2）／第二十号様式／第六号の三様式／第六号の三様式（その2）／第二十号の三様式／道府県民税・事業税納付書／市町村民税納付書

【例：第六様式の所在地欄（支店の提出先の出力ケース）】

所在地	埼玉県川越市元町1-3-1
（本店が支店等の場合は本店所在地と併記）	東京都新宿区公園通り3-1-1
	（電話 03-1234-5678）

対応背景（対応前の旧バージョンの仕様）：

登記上（形式上）の本店所在地が社長の自宅等（千葉市と仮定）で、事業所として機能していない場合、千葉県や千葉市には地方税の申告不要のため、事業所設定では千葉市の本店は登録せずに事実上の本店（横浜市と仮定）を登録しますが、第六号様式や第二十号様式等の本店所在地欄には法人基本情報の納税地（登記上の千葉市の住所）しか出力できない。

→ 上記の場合、事業所設定の本店に登録されている所在地（横浜市の住所）を出力できるように対応。

5-6. 地方税様式等 税理士電話番号の印刷有無の指定に対応

法人基本情報の[印刷設定]タブの印刷項目設定に「税理士電話番号」の設定を追加しました。

【法人基本情報の[印刷設定]タブ】

[印字項目選択]		法人税	法人三税				市町村民税				
			本店		支店		本店		支店		
			提出	控	提出	控	提出	控	提出	控	
代表者 氏名	フリガナ/ふりがな	<input checked="" type="checkbox"/>									
	氏名	<input checked="" type="checkbox"/>									
経理責任者氏名	ふりがな	<input checked="" type="checkbox"/>									
	氏名	<input checked="" type="checkbox"/>									
税理士 情報	会計事務所	<input type="checkbox"/>									
	届書き等・税理士登録区分	<input checked="" type="checkbox"/>									
	税理士氏名・直接受任	<input checked="" type="checkbox"/>									
	税理士電話番号	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>

税理士電話番号の出力有無は「税理士氏名・直接受任」で一緒に制御していましたが、「税理士電話番号」の印字項目設定を追加し、制御を分割しました。

次の帳票が対象となります。

第六号様式／第六号様式(その2)／第二十号様式／第六号の三様式／第六号の三様式(その2)／第二十号の三様式

対応背景（要望内容）：

税理士氏名を自署するため「税理士氏名・直接受任」をオフにすると電話番号も印刷されない。電話番号は印字したい。

5-7. 税務基本項目比較表：出力項目の見直し

廃止から5年が経過し、本年度から出力不要となる「復興特別法人税」「利子割額」の項目を削除しました。

また、既に出力不要であった「社外流出 中間配当」「社外流出 賞与」の項目も削除し、それに伴い「社外流出 配当(中間除)」の項目名を「社外流出 配当」に変更しました。

5-8. 中間申告義務の判定金額の変更

中間申告義務の判定の金額（前事業年度の法人税額を基礎とした中間申告納付額が10万円以下）を、100円未満切捨て前の額で判定するように変更しました。

該当する機能は次のとおりです。

- ・繰越処理：別表十八や予定申告共通情報の繰越等
- ・地方税共通情報：翌期中間申告の要否(第六号)(第二十号)の判定
- ・納税一覧表：翌期予定納付額の判定

対応背景：

中間申告義務の判定の金額については、国税庁からの回答（平成 30 年 12 月）に基づき、法人税 R4 では令和 1 年度版（Ver. 20.1）から、中間申告義務の判定を 100 円未満切捨て後の金額で行うように変更しました。

今回（令和 3 年 4 月）国税庁より、前回の回答は誤りで、正しくは 100 円未満切捨て前の金額で判定する旨の訂正の回答がありました。

5-9. 発生障害の対応

次の問題に対応しました。

(1) 第十号様式 本店が 0 人の場合、道府県民税が正しく分割されない**発生現象：**

本店の従業員が 0 人でその他の事業所に東京都が含まれている場合に、第十号様式の道府県民税が正しく分割されない。

発生条件：

以下の条件に全て合致する場合に発生します。

- ・本店の従業員数が 0 人
- ・従業員数が 1 人以上の事業所がある都道府県が複数ある
- ・東京都に従業員数が 1 人以上の事業所がある
- ・都内の従業員数が 1 人以上の事業所は、特別区の事業所のみまたは市町村の事業所のみである

6. グループ通算制度に関する法人税 R4 の対応方針について

令和 2 年度税制改正において連結納税制度が見直されて新設のグループ通算制度へ移行することとなり、令和 4 年 4 月 1 日以後開始事業年度から適用されることになりました。

連結納税制度は親会社が代表して申告・納税を行う「一体申告方式」に対し、グループ通算制度では親会社、子会社の各法人が申告・納税を行う「個別申告方式」になります。

グループ通算制度の適用を受けようとする場合は国税庁長官の承認を受ける必要がありますが、連結納税の承認を受けている法人は原則的にグループ通算制度が適用されます。

法人税 R4 では連結納税制度による申告はシステム適応外としており、移行されるグループ通算制度による申告につきましてもシステム適応外となります。

（グループ通算制度の個別申告方式の申告と、法人税 R4 の対象である単体納税制度による申告では税額計算の過程が異なります）

7. 新型コロナウイルスによる期限延長申請の方法変更について（国税）

国税の申告で、新型コロナウイルスの影響により個別指定による期限延長を申請する場合、これまでは、期限までに申告・納付等することができない理由について、申告書の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」などと記載する等の簡易な方法が認められていましたが、
4月16日以降は「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を作成・提出する必要があります。
（これまでの簡易な方法による延長申請はできません）

「災害による申告、納付等の期限延長申請書」は、申請・届出書 R4 で作成することができます。電子申告にも対応しています。

（申請・届出書 R4 を所有していない場合は、紙（手書き等）による提出、または e-Tax を使った申請になります）

参考：国税庁ホームページ 「新型コロナウイルス感染症に関する対応等について」

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/index.htm>

「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関する FAQ」（新型コロナウイルス感染症に伴う申告手続や納付手続などに関するよくある問合せ）や「災害による申告、納付等の期限延長申請書」の記載例など確認できます。

地方税の申告（期限延長申請の方法）について：

国税の対応を受けて、各自治体でもそれまでの方法から変更になることが考えられます。

地方税の申告（期限延長申請の方法）については、従来どおり提出先にお問い合わせいただくか、各自治体のHP等でご確認いただくようお願いします。

以上、よろしく願いいたします。